

口腔健康診査(ぎふ・さわやか口腔健診)について

岐阜県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態などをチェックする「ぎふ・さわやか口腔健診(自己負担額300円)」を実施しています。6月下旬に送付する「ぎふ・すこやか健診」の受診票にチラシを同封しご案内いたしますので、町内の歯科医療機関で予約し、ぜひ受診ください。

●ぎふ・さわやか健診【後期高齢者口腔健康診査】

対 象 後期高齢者医療制度に加入している方

持 ち 物 後期高齢者医療被保険者証

自己負担金(300円)

※健診票は歯科医療機関にあります。

検 査 項 目 問診、歯の状態、そしゃく能力、舌機能、嚥下(飲み下す)機能

受 診 期 間 7月～11月

受 診 場 所 神戸町指定歯科医療機関(同封する案内をご確認ください。)



※治療中の方や定期的に検査を受けている方は、すでに同様の検査が実施されている場合がありますので主治医にご相談ください。

住民保険課 ☎ 27-0174

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直しについて

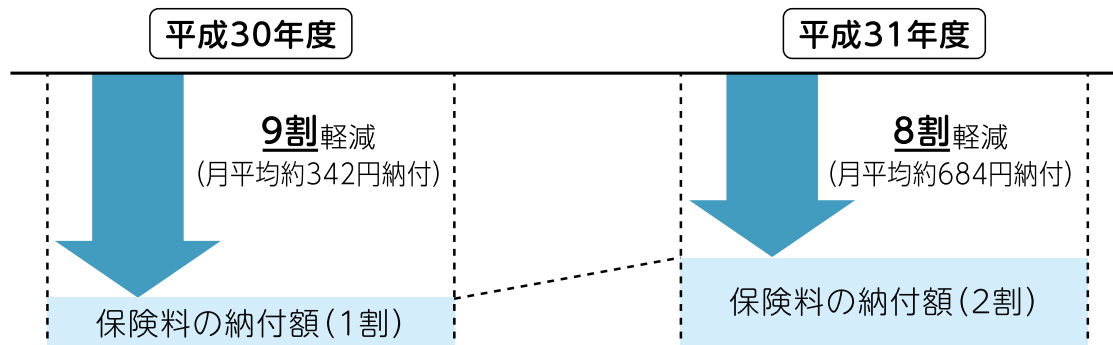
75歳以上^(※)で医療保険料の均等割9割軽減の皆さまへ

(※)65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化(月平均440円軽減)されます。所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が始まります。

(例)年金収入80万円以下の方



- ▷ 介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。
- ▷ 老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間などにより異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日と同日)に振込みます。
- ▷ 医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

問い合わせ先

- 後期高齢者医療制度について……………岐阜県後期高齢者医療広域連合(☎ 058-387-6368)
- 介護保険について……………安八郡広域連合(☎ 63-2050)
- 年金生活者支援給付金について……………ねんきんダイヤル(☎ 0570-05-1165)